第２号（平成２９年６月２３日）

会　　議　　録

定　例　会

（再開）

平成２９年６月井手町議会（定例会）会議録（第２号）

招集年月日

平成２９年６月２３日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会　平成２９年６月２３日午前９時５９分　議長　丸山久志

閉会　平成２９年６月２３日午後１時４８分　議長　丸山久志

応招議員

１番　谷田　利一	２番　西島　寛道
３番　岡田　久雄	４番　岩田　剛
５番　古川　昭義	６番　村田　忠文
７番　丸山　久志	８番　中坊　陽
９番　谷田　操	10番　木村　武壽

不応招議員

なし

出席議員

１番　谷田　利一	２番　西島　寛道
３番　岡田　久雄	４番　岩田　剛
５番　古川　昭義	６番　村田　忠文
７番　丸山　久志	８番　中坊　陽
９番　谷田　操	10番　木村　武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

６番　村田　忠文　　10番　木村　武壽

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　野﨑　裕美	議会書記　平間　克則
議会書記　坂井幸一郎	議会書記　岩村　恭子

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長　汐見　明男	副町長　中谷　浩三

教育長	松田　定	理事兼総務課長事務取扱	脇本　和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤　崇文	理事兼建設課長事務取扱	中村　秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山　正伸	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島　一也
企画財政課長	花木　秀章	税務課長	乾　浩朗
会計管理者・会計課長兼務	光田　恵理	住民福祉課長	中坊　玲子
保健医療課長	中谷　誠	高齢福祉課長	寺井　佳孝
保健センター所長・地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	産業環境課長	菱本　嘉昭
上下水道課参事	森田　肇	同和・人権政策課長	西島　豊広
いづみ人権交流センター所長・いづみ児童館長兼務	野田　昌司	社会教育課長・図書館長兼務	高江　裕之
学校給食センター所長	奥山　英高		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成２９年６月井手町議会定例会

議　事　日　程〔第２号〕

平成２９年６月２３日（金）午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　報告第１号　専決処分の報告について

第３　報告第２号　専決処分の報告について

第４　報告第３号　専決処分の報告について

第５　報告第４号　専決処分の報告について

第６　報告第５号　専決処分の報告について

第７　報告第６号　専決処分の報告について

第８　報告第７号　専決処分の報告について

第９　報告第８号　繰越明許費繰越計算書について

第10　報告第９号　繰越計算書について

第11　議案第27号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

第12　議案第28号　井手町共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

第13　議案第29号　井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

第14　議案第30号　井手町立ゲートボール場設置、管理並びに使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件

第15　議案第31号　平成２９年度井手町一般会計補正予算（第１回）

第16　平成２８年度城南土地開発公社(第２回)補正事業計画に関する報告書、並びに平成２９年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について

第17　議員派遣の件

第18　閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（丸山久志）　　皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は１０名で定足数に達しておりますので、平成２９年６月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、６番、村田忠文議員、１０番、木村武壽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方にお願いいたします。

日程第２、報告第１号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）

（報告第１号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　３点お伺いします。

１点目は、ページ数で１５ページ等にいろいろ出てきますが、上場株式の譲渡とか配当とかにかかわる申告のやり方について、改めて明記をしたというような説明があったわけですが、じゃ、従来も同様に扱ってたということなのか。要するに、確定申告すれば、住民税の申告は普通、必要ないですね。それを、また新たに住民税の申告をされるということで額が変わってくるみたいなことが今までからもあるのか、どういう不都合があってこういう改定をされるのかお尋ねします。それが１点。

２点目は固定資産税の関係ですけれども、ページ数で言いますと２０ページから２１ページにかけて、条例で２分の１と定めるとかいう、条例でもっ

て税率の割合を定めている、わがまち特例というやり方だと思うんですけど、それがあるんですが、これが適用されるのは、新たに適用になるのはどういうものなのか。２１ページでいう、この６０条の２、１項で２分の１とするのはどんなものか、２項で２分の１と定めるものはどんなものか、３項で２分の１と定めるのはどんなものなのかお尋ねします。

３点目が軽自動車税ですけれども、これもさまざまなページにわたっておりますので全般的にお伺いしますが、軽自動車税の変更については、何度も何度も条例改正がありまして、今回も消費税の増税が先送りになったことに伴うということなんですけれども、現状どうなっているのかが混乱しまして、私もよくわかりません。例えば、４輪の乗用の軽自動車というのが、既に所有されてる分については年間７，２００円というものが、新たに購入されるものについては１万８００円が適用されるというふうに思っているわけですけれども、それは既に前年度も実施されてたのか、今年度この改定でどうなるのか。現状、今、例えば典型的な４輪の乗用の軽自動車であれば、どういう税の仕組みになっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　　ただいまのご質問にお答えします。

配当や株式譲渡の所得に係る申告の規定に関しましてのご質問ですけど、今までどのように取り扱っていたのかということなんですけど、今までは、確定申告に基づいた所得金額によって課税をしてきているところであります。

次に、固定資産税のわがまち特例、第６０条の２というところの第１項、第２項、第３項で規定している内容ということですけども、今回第６０条の２の方で規定した第１項の内容ですけども、一つは家庭的保育事業に関する保育施設の家屋、償却資産、第２項につきましては居宅訪問型保育事業で使用する家屋及び償却資産、第３項につきましては事業所内保育事業、利用定員５人以下という規定がされているものなんですけども、の家屋及び償却資産を対象とする規定でありまして、国の参酌基準に基づいて２分の１と規定をするものであります。

次に、軽自動車税の関係ですけども、現行、先ほど７，２００円と１万８００円というお話があったんですけども、２８年度からですけども、軽自動

車の部分、一般的、４輪の部分の乗用自家用車につきましては、２７年３月３１日以前の登録のあるものについては旧の７，２００円というのを適用しておりますけども、それ以降の、２７年４月１日以降に新規登録があった分については１万８００円の税率という形で課税をしているものでありまして、これは法改正に伴って、２８年度からそのような税率の改正をしております。

今回、税率は、いろいろ軽自動車税の方で規定をしているといいますのは、消費税の引き上げに伴いまして、環境性能割と言われるものの課税の規定というのが消費税の増税に伴って導入されるということがありまして、今回それが先伸びになったことによりまして、その条文上の規定を改めさせていただいたということになりまして、実際の施行はまだ先のことになるんですけども、そういった消費税の導入に伴って改正する部分というのが今後生じてきますので、その分を今回、条文の中で一旦改正させていただいたという改正になっているものであります。

以上です。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　１点目の株式譲渡益や配当の申告に関してですけども、確定申告したら、それが確定ですから、確定するわけですね。その後、住民税の申告が出てきたら、そちらの方も適用できるようにするという、そういう説明、そちらの方を適用するようにするという話でしたけども、そういうことはできるのかというか、確定申告してから違う数字の住民税の申告をするということがあり得るということですね。それで、やっぱりそちらを適用しなあかんという不都合が何かあるんですか。確定申告をしてしまえば、それで住民税も確定するんじゃないんですか。それを、後から住民税をまた申告するということで変更する、形式的には修正するということなんでしょうか。それが理解できない。

最後の軽自動車の問題は、だから、そういう環境性能割とかいうものが導入されるのが先になったので、条例上の文言を変えなあかんから変えたけども、税額としては今現行やってる税額のままだという理解でいいですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　　ただいまのご質問にお答えします。

配当、株式等の係る申告について、金額を修正するというようなものを想定しているものじゃありませんで、例えば上場株式の配当等につきましては、従前より、申告不要制度といいますか、源泉徴収だけで課税が終わってしまうというものと、申告分離課税、いわゆる分離所得として課税するもの、あとは、総合課税といいまして、一般所得の方に課税する方法というのが任意で選択できたというのもあります。今回の改正によって、そういう所得税と住民税、異なる課税方式を納税者の方で自分が有利になるというふうな方法で選択することが可能ということになってきます。また、上場株式等の譲渡所得につきましても、申告不要制度と申告分離課税という選択方法という形で納税者の方が任意で選択できるということになりますので、それぞれの納税者の方で自分の申告方法といいますか課税方式というのを選択できるというような規定になったというものであります。

あと、軽自動車税の課税の関係でありますけども、現行の税額の金額が変わるというものではありません。

以上です。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第１号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第１号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、報告第１号は承認することに決定しました。

次に日程第３、報告第２号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）

（報告第２号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　９番、谷田　操です。

ページ数３ページですが、これも、わがまち特例で、条例で課税標準を決めていたものがいろいろ変更があるんですけれども、旧の方で、３項で３分の２にしますというふうに定められていたものが削除されたのは、どんなものに対する都市計画税なんでしょうか。それと、新の方で、３項はそのままの率ですけど、４項、５項で新たに２分の１にしますという、これ、減税ですよね。そういうふうに定められたものは、４項、５項に当たるものはどういうものですか。ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、附則第３項で削除することになりました対象の資産ということですけども、都市再生特別措置法に規定する管理協定が締結された備蓄倉庫、いわゆる協定倉庫と言われるものが法改正に伴いまして削除されましたので、条例上も削除するものであります。

次に、今回新たに附則第４項といたしまして規定したものにつきましては、いわゆる企業主導型保育事業と言われる保育施設に係るものということになりますけれども、その事業者が政府から企業主導型保育事業費補助金を受けて一定の保育事業、児童福祉法上の認可外施設で事業所内保育事業を目的とするものという事業を行う保育施設に係る課税標準の特例を規定したということであります。

続きまして、附則の第５項につきましては、都市緑地法に規定する緑地管理機構が設置管理する、いわゆる市民公園緑地とか言われる、そういった緑地、公園とかにおける課税標準の特例を規定したものであります。

以上です。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第２号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第２号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、報告第２号は承認することに決定しました。

日程第４、報告第３号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）

（報告第３号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　２ページの、この減額についての規定が変更されるわけですけれども、これまで均等割とか平等割の５割軽減を受けておられる方の所得の計算方法が変わると。簡単に言うたら、２６万５，０００円掛ける扶養者数を３３万基礎控除に足した分までの所得の方は５割軽減を受けられますよ、また３項は、２割軽減は４８万円掛ける人数だったものを４９万円掛ける人数に変えるということなので、それぞれ対象になる方が広がるというふうに考えるわけですけれども、どのくらい影響するのか。もう６月ですので、国保の税額も決定して通知も行ってますし、最新の数字がわかるならばお願いしたいんですけれども、国保全体で、国保のことしの加入者、何世

帯、何人おられるのかと、５割軽減を受けられる方が、今度のその改定、専決ですから既に反映されてるわけですね。何世帯、何人程度ふえたのか、２割軽減も何世帯、何人程度ふえたのか。

この条例改正での全体の影響額が幾らぐらいで、その財源はどうなってますか。国の方で法律を変えはったんやし、手だてしてもらってると思うんですけれども、財源についても説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）　　ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、２９年度の当初賦課時の国保世帯数でありますけども、１，２０２世帯、それから被保険者数が２，０８８人。軽減世帯でありますけども、基礎課税分と支援金分で同じでありますので、５割軽減世帯では１７８世帯、２割軽減で１５７世帯。５割軽減の被保数ですけども３４５人、２割軽減の被保数では３２４名。介護分の方の５割軽減世帯で言いますと８３世帯、２割軽減で言いますと６０世帯。介護分の被保数で言いますと１１０名、それから、２割軽減で８６名。今回の改正によりまして影響する世帯につきましては、今年度ベースで前年度と比較しますと、基礎分と支援金分で５割軽減が２世帯の増、それから２割軽減が３世帯の増、介護分で５割軽減は増減なし、２割軽減が２世帯の増であります。

今回の改正による影響額なんですけども、今年度ベースで前年度と比較しますと、全体で１８万５，０００円の影響額ということでございます。

それから、あと、国の支援の方なんですけども、基盤安定負担金の方で支援されるということでございます。

以上でございます。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第３号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第３号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、報告第３号は承認することに決定しました。

日程第５、報告第４号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）

（報告第４号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　谷田　操です。

ページ数で言いますと２ページから３ページなんですけれども、今説明があって、３６０万円未満の収入の世帯のひとり親世帯についての軽減というのが主なものだと思うんですけれども、その中で、２ページで言うと、Ｃ１階層の標準時間のゼロ・１・２歳については今回、変更ないわけですね。３歳児、４歳児以上というところは、それぞれ１５０円ずつですけれども引き下げるということなんですけれども、国が言ってるそのひとり親世帯第１子の軽減というのはゼロ・１・２歳は当てはまらないということなのでしょうか。

同じく３ページも、Ｄ１階層についても、これもひとり親世帯等ということですけれども、ゼロ・１・２歳のところは変更がないわけですね。ほかの階層、Ｄ３よりも上の収入が多い方の世帯については引き下げされてるわけです。その辺がどういう違いがあるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それと、その３６０万円未満というのが、井手町で定めてる階層で言うとＤ７階層に当たるということなんでしょうか。それが２点目。

３点目、ひとり親世帯等ということで、これは、ひとり親世帯だけに限ら

ず、障がい児さんのいる家庭とかも含まれてると思うんですけど、このそれぞれＢ１、２とかＣ１、２とかＤ１、２とか、１に当たるところが、１や、奇数の方がひとり親世帯等に当たる方だと思うんですけど、その３６０万円未満でひとり親世帯等に係る子どもが、要するに、今回そういう引き下げの対象になるような子どもが井手町では何人ぐらいいて何％ぐらいを占めてるのかということがわかれば聞きたいなと思いますが、どうでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）　　ただいまのご質問にお答えいたします。

１点目のひとり親世帯の拡充の部分なんですけれども、今回改正していない、９，０００円よりも下の金額になるんですけれども、７，３００円であるとか７，１５０円の部分になりましては、昨年度に、ひとり親世帯等拡充された部分の、通常のひとり親世帯以外等の方の半額の金額にまず拡充をしているというところがありまして、そちらの方で拡充したところ、今回国が示しているのはひとり親以外なんですけれども、非課税世帯並みに拡充をというふうなことで示してきておりますので、既にその拡充よりも低い金額で拡充をしておりますので、今回はその部分につきましては対象外としております。

２点目の３６０万円未満の階層なんですけれども、住民税で言いますと、保育園の関係でありますと、ひとり親世帯であれば７万７，１０１円未満の世帯、こちらが３６０万円未満の世帯ということで、Ｄ７ということになるんですが、それ以外の世帯につきましては５万７，７００円未満になりますので、階層としてはないんですけれども、一部ということになりますので、Ｄ６の階層に入っていらっしゃる方の一部、５万７，７００円までの方が３６０万円未満ということで判断をしております。

次に、今回の改正によって、今回の拡充によって対象となるお子様なんですが、ひとり親以外の無償化の方の対象になる方は２名で、影響額としましては、４月１日時点ですので、変動とかは年度内であるかもしれないんですけれども、７万２，０００円が影響額となっております。今回の拡充によるひとり親世帯等の方の対象は、この階層の中にはいらっしゃいません。

以上です。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第４号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第４号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、報告第４号は承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩します。１１時１０分より再開します。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

議長（丸山久志）　　休憩前に引き続き、再開します。

日程第６、報告第５号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第５号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田利一議員。

１番（谷田利一）　　１番、谷田利一です。

ただいまの説明の中で、１５ページですけども、８款土木費の都市計画費の中で、公園費、明細の説明の中に、椿坂公園拡張事業がマイナスになってます。これ、未履行だと思うんですけども、どういう状態だったのかお尋ねします。

それに加えて、これ、未履行だった場合、今後について、どのようにされ

るのかについてもあわせてお伺いいたします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　後藤地域創生推進室長。

理事（後藤崇文）　　ただいまのご質問についてお答えいたします。

この椿坂公園拡張事業については、現在の状況なんですけれども、これまで土地の鑑定評価及び測量の調査、そして建物の補償調査等を進めてきたところでございますが、調査の過程におきまして、買収予定の用地の一部におきまして、いわゆる相続の手続が済んでおらず、登記簿上の所有者の名義が既に亡くなられた方のままとなっていたことが判明したところでございます。用地の買収を行うためには、登記簿上の所有者を現実の所有者とすることが必要でありまして、現在、当該土地の相続人間で相続の協議が行われているというところでございます。そのため、現在、相続人間の協議を待っているところでありまして、平成２８年度中の事業の完了は困難であると判断し、減額を行っているというところでございます。

今後につきましては、町としては、相続協議の後、当該土地の新所有者が確定した段階で土地の境界確定のための立ち会いを実施し、測量調査の完了、その後、用地の買い取りの申し出を行っていくということになっております。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　まず１１ページですけども、財産収入で不動産売払収入の方はほぼ全額減額になってまして、土地の売り払いをホームページにも出されてましたけれども、成立しなかったということかと思うんですが、そういうことかと。今後どうするのか。

それと、物品の方は１３６万円収入があるわけですが、これは何を売られて収入になったのか。

続いて、基金についてお伺いします。１１ページから財調基金、都市開発基金、消防施設等基金、教育施設基金、中学生の国際交流基金、社会福祉基金について補正がありますが、これで中学生の交流基金以外はゼロになったということで、ことしは使わないで済むということだと思うんですが、それぞれの利子の積み立て等がされているのかもしれませんが、直近の積立額、基金算高をお願いします。

それと、同じく基金のことで、１３ページ、庁舎の積立基金ですけれども、これが１億７，０００万円積み立てるということですが、これを積み立てたら総額幾らぐらいになりますか。

それと、次、同じく１３ページ、街灯のＬＥＤ整備の財源ですけれども、工事費そのものは７０万円ぐらいの減額しかないんですけれども、特定財源が２，５００万も減額されて一般財源の方にほぼ行ってるんですけど、この財源が、歳入の収入の方を見ましても、どこで減額になってるのかがよくわからないんですけども、何を使おうとしてたんでしょうか、お尋ねします。

続いてですけれども、１４ページの一般廃棄物収集運搬委託の減額ですけれども、委託料が１，３１０万円、大幅に減額になっていますが、この減額の理由をお尋ねします。

それと、１７ページ、給食センターの施設整備で備品購入費ですが、財源の組み替えもありますけれども、備品購入費が２００万円の減額となっています。昨年、スライサーの刃が欠けたということで、特に子どもに健康の影響がなくてよかったわけですけれども、その備品についてはその後どのようになっているのか、刃だけかえただけで同じものを使ってるのか、同じ刃をまた購入したのか、この備品購入とは関係ないのかお尋ねします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　後藤地域創生推進室長。

理事(後藤崇文)　私から不動産売払収入の件についてご説明いたします。

先ほどの椿坂公園の拡張事業と関連するんですけれども、この不動産売払収入についても、買収する予定の用地の所有者に対して、その代替として町有地を売却するものでございまして、先ほどご説明したとおり、一部の用地が相続協議中であることから境界の確定ができませんので、現時点では用地の買収を行うことはできないため、あわせて減額の補正を行っているところでございます。今後につきましても、椿坂公園の拡張事業と一体的に進めていくということになります。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　光田会計管理者。

会計管理者（光田恵理）　私の方からは基金のことについてご説明申し上

げます。

平成２８年度、基金残高が約７１億７，０００万円です。うち、庁舎等整備基金につきましては約１７億９，０００万円となっております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　物品の収入の関係のご質問にお答えさせていただきます。

１３６万円の収入につきましては、以前、消防団で管理をしていただいておりました旧消防ポンプ車の販売益でございまして、こちらの方、ヤフーの官公庁オークションというところに出品をしまして、１３６万で車が売れたというふうな収入でございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　　谷田議員のご質問にお答えいたします。

交通対策費の２，５０５万６，０００円ということでございますが、こちらにつきましては、ＪＲ奈良線の高速化・複線化第二期事業補助金に充当しておった基金を減額したものでございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭）　　ただいまのご質問にお答えいたします。

一般廃棄物収集運搬委託の減額の関係ですけれども、こちらにつきましては、一般廃棄物収集運搬業務委託の見積入札に係ります落札減によるものでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　奥山学校給食センター所長。

学校給食センター所長（奥山英高）　　ただいまの給食センター施設整備の減額によるものですけれども、今回につきましては、反転ほぐし機購入事業の入札における落札減でございます。なお、スライサーの刃につきましては、

新しい刃に交換いたしまして使用をいたしております。

以上でございます。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　今の先ほどの答弁に対して再質問ですけれども、街灯ＬＥＤの整備って、１３ページの工事費ですけれども、ＪＲへの補助金を減額して、そのＪＲの補助金でやるつもりだったということですか。それを減額したので一般財源でやりますと。意味がわからないんですけど、街灯ＬＥＤというのは、町内の各区の街灯をＬＥＤに交換していくという、そういう事業ですよね。それの財源として最初からＪＲの補助金を充てるつもりだった、ＪＲに補助するんじゃなくて街灯ＬＥＤに使うつもりだったということですか。それがちょっと意味がわかりませんのでご説明をお願いしたいのと、さっき、答弁で基金の総額は言っていただいたんですけれども、１１ページから１２ページの、ここで上がっている基金のそれぞれの基金残高をお願いしたいと思います。庁舎の方はわかりました。

もう１点ですが、財源の問題で、１２ページに、いづみ保育園の改修の財源で社会福祉基金繰入金を使うつもりだったけれども、これ、繰り入れなくて済んだわけですね。それで、じゃ、何で改修をしたのかという支出の方、ほかのお金は何があったのかというと、補助金ですね。福祉の補助金が、１０ページに児童福祉費補助金が、これ、全部合わせても６８８万６，０００円です。府から出てる分があるわけですけど、財源組み替えのところ、１４ページの財源組み替えの内訳を見ますと、国府支出金は９５８万９，０００円ふえているということになってるわけです。これはどこから持ってきたお金なのかというのを説明をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　　谷田　操議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの街灯ＬＥＤとＪＲの補助金の関係でということですが、関係性は全くございません。ＪＲの補助金につきましては、当初予算において交通対策費の方で組んでおりましたので、その財源が基金から一般財源に変わったということですので、それを明記するにはこちらの欄になるということです

ので、財源組み替えの要素でこちらの方でこういう形になっているということでございます。

もう一つ、最後の質問、児童福祉費の２目保育園運営費の９５８万９，０００円、こちらにつきましては内訳がございまして、まず歳入のページで申し上げますと、１０ページの府支出金の府補助金、１目総務費補助金、この中の財政健全化支援補助金というものがございます。そのうち、保育園に係る分で３１３万円を補助いただいておりますので､まずその分がございます。あと、未来づくり交付金というものがございまして、そちらにつきまして、いづみ保育園の改修分といたしまして３９４万円、また、病児保育の事業に４万円の補助金をいただいております。ここの部分で、もう一つ、国庫補助金であります京都府第３子目以降保育料無償化事業費の２４７万９，０００円も充当しております。以上、合わさって９５８万９，０００円ということでございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　光田会計管理者。

会計管理者（光田恵理）　私の方からはそれぞれの基金についてご説明させていただきます。

まず財政調整基金ですが、約２３億４，０００万円です。都市開発基金は約１３億６，０００万円です。消防防災施設等整備基金は約２億１，０００万円です。教育施設整備基金は約２億３，０００万円です。中学生夢・未来支援国際交流基金は約５，０００万円です。社会福祉基金は約３億４，０００万円です。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　街灯ＬＥＤの関係で申し上げますと、当初予算４８０万円を計上しておりまして、今回交換をしました金額が４０９万２，１２０円でございますので、その不用額を７０万円減をしているということでございます。

議長（丸山久志）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第５号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第５号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、報告第５号は承認することに決定しました。

日程第７、報告第６号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）

（報告第６号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　５ページですけれども、一般会計から不足分を繰り入れるということで、これを専決でされてるんですけれども、足りなかったら、そら、何とかしなあかんので、繰り入れてもらうということでよいかと思うんですけれども、普通、過去の例を見ますと、年度末で不足分が出たときに、とりあえず繰上充用にしておいて、その後の状況も見まして、国保なんかは後から請求が来るわけですから、４月、５月の状況等も見て、また後刻にやっぱりということで、今までも一般会計から入れてもらったりしてることは多かったと思うんですけど、今回、即決で、繰り上げじゃなくて一般会計から補塡しようということになった理由は何かありますか。

それと、根本的に赤字の理由、どういうふうに考えておられるのか。

それと、４月、５月の状況、４月、５月に入ってきていて、何とかこの１，

３００万、赤字やった分が減っていく状況がありそうなのかどうなのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）　　谷田議員の質問でありますけども、まず、赤字理由といたしましては、主に２７年度の国庫支出金の精算に伴う返還金が原因で今回赤字を見込んだものであります。それから、３月末時点でいいますと、保険の給付費の最終の支払い分がまだ未確定でありますので、その分と、あと、歳入でいいますと、保険税の収入の方がまだ未確定であるということでございます。

それから、１，３００万円一般会計から繰り入れて、繰り入れの時期が３月３１日であるんですけれども、その段階で不確定な部分がございましたので、その段階では１，２５０万ほど赤字を見込んでおりましたけども、５月末時点で、１，３００万円入れてもらったんですけども、残り約２００万ほど繰上充用することになったということでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　３月末の時点で不足がかなり、１，２５０万ほどあった、見込まれたということですけど、その時点でとりあえず繰上充用ということもあったのではないかという話なんです。そういうふうにしてはった年もあると思うんですけど、即座に繰り入れてもらったのはなぜかと、何か理由はありますか、どういう判断ですか。

議長（丸山久志）　　答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中谷副町長。

副町長（中谷浩三）　　３月時点におきまして、赤字が見込まれる、繰上充用という方法もあったわけでありますが、４、５月分がまだ不確定であったということから、これらについては、先ほど言われたように、さらに赤字が広がるのか黒字になるのかわからないわけでありますが、このペースで行けば赤字がまだ広がるのではないかということから、できる限り年度内で見込まれる赤字を解消していきながら、赤字になった場合は、４、５月の医療費

を繰上充用せざるを得ないなという判断をしたところであります。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　どちらの方法もあり得ると思うんです。それで、気になるのは、広域化が控えてるということで、単年度で大きな繰上充用を出してるということになると、何か府の方から、広域化の協議に関して支障があるから、そういうことはしないようにというようなお達しがあるとか、何かそういう繰上充用にしてはまずいようなことがあるのかな、その点、どうでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中谷副町長。

副町長（中谷浩三）　　特段そういう話は聞いておりません。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第６号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第６号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、報告第６号は承認することに決定しました。

次に、日程第８、報告第７号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）

（報告第７号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第７号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第７号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　挙手全員です。したがって、報告第７号は承認することに決定しました。

日程第９、報告第８号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第８号を朗読説明）

議長（丸山久志）　以上で、報告第８号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第１０、報告第９号、繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方公営企業法施行令第２６条第３項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田　肇）

（報告第９号を朗読説明）

議長（丸山久志）　以上で、報告第９号、繰越計算書についてを終わります。

この際、暫時休憩します。１時１０分より再開します。

休憩　午後　０時０３分

再開　午後　１時０８分

議長（丸山久志）　　休憩前に引き続き、再開します。

日程第１１、議案第２７号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第２７号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　９番、谷田　操です。

ページ数３ページから４ページで、育児休業や育児時間の特別事情とか再延長とかいうことについて規定が加えられていますけれども、待機児童対策が問題になっていて、本町ではそういうことはないわけですけれども、他市町で､近隣でも待機児童がたくさん出ている状況があって､そういう場合に、子どもが保育園に、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことというのは、ここは入れると言われたけれども、そこではとても通勤を考えたら子どもを預けるわけにはいかへんというような事情で、やっぱり入らないで育児休業を続けたいというような、世間で言われている潜在的待機児童みたいな、そういう人であっても、もう一回育児休業をとりたいとかいうようなことは認められるのか。これはあくまで国が計算に入れてる待機児童という、申し込んだところでどこかは入れるということで認められたんやから、そこを断るのは待機に当たらへんというような考え方でいくのか、どちらなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　谷田　操議員のご質問にお答えいたします。

今回こちらの改正をするんですけれども、あくまでも私ども人事担当課としましては、保育所であったり認定こども園であったり家庭的保育事業所等、本人が勤めておりますので、自分が子どもさんを預けて職場に来られるというふうなところを勘案して、もちろん職場復帰してくるのが当然でありますので、潜在であろうがなかろうが、まずその辺の条件を整えて、育児休業をとるなり、とらないかんのか、もしくは職場に復帰できるのかということを判断して本人、職員自身が職場に勤めるというふうなことでありますので、潜在であろうがなかろうがというのはこちらの方では把握する必要がないですし、届出があろうかなかろうかということは本人が、するかしないかは職員自身が判断することであるというふうに考えております。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第２７号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第２７号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第２８号、井手町共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭）

（議案第２８号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　谷田です。

２ページ、３ページで地番の変更等があるわけですけども、現状に合わせて改正するということだったんですが、以前にも一般質問で取り上げたみたいに、民地を墓のように扱っておられるという点、どうするのかということを申し上げましたけれども、そのときには、そこは墓じゃないんだと、しかも、分譲もしてはる、そういうことではなくて貸してはるだけやとか、焼骨を入れる､そういう墓ではないというような説明で終始をしました｡そこで、そのとき指摘したような地域、ほかにもいわゆる勝手墓と呼ばれるような墓が多数まだあるわけですけれども、そういうところは現状、墓のように見えるけれども、今回の改正では墓としては扱っていないということでいいですね。それが１点確認。

前、一般質問で指摘したところの周辺も、その後もさらに墓と思われものはふえておりまして、拡大しつつあるわけです。それを放置しておいたらどんどん、ここは骨は入れられませんよというようなことを本当に承知で販売してはるのかどうか。ただ、争いになりましたら、詐欺行為を行ってるようなことに、役場は黙認してるのかみたいなことになってはいけないと思うんです。現状に合わせて条例で墓地の地番を修正するというのだったら、そういういわゆる勝手墓のところもどうするのか。ここまでということできちっと囲いをつくって、ここは墓地ではありませんということを示さないといけないんじゃないですか。これだけの地番に限るというのであれば、それ以外のところは墓地じゃないわけですから、墓地のように扱っておられるところは、町の墓地ではありませんということで境界をしっかり示すべきやと思いますが、どうでしょうか。この修正されたところについて、ここまでが町の墓地ですよということをこの機会にきちんと明示するべきだと思いますが、どのように考えられますか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭）　　今回の改正の内容につきましては、従前の条

例に載っていた箇所の現地を確認し、その結果、利用がないところ、もしくは地番が修正が必要なところを改正したところでございます。

先ほど質問の中でありました、指摘の土地にかかわるような、以前に質問のありました墓地と思われる土地につきましては、以前にもお答えしてますとおり、関係者に確認したところ、区画の貸し借りを行っておりまして、預かり証の発行でありましたり預かり金の受領の形で、焼骨等は入っていないということで、法律上の墓地の経営には当たらないということでこちらの方は考えております。

あと、現状、この状況につきましては、こちらでは把握できませんので、警察等には情報提供しながら見回り等を行っていただくよう依頼しているところでございます。

以上でございます。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　９番、谷田　操です。

賛成の立場で討論します。

現状の墓地の状況に合わせて地番を変更すること等は、もちろん、きちんとした管理を行う上で必要ですので賛成をいたしますが、井手地区の墓地は特に形状が、山間部との境が曖昧であったり、他の民地との境が曖昧になっているようなところも見受けられますので、きちんとこの際、井手町の墓地はここまでだという境界をしっかり明示するように強く要望して、賛成をいたします。

議長（丸山久志）　　ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで討論を終わります。

これから、議案第２８号、井手町共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第２８号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第２９号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第２９号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　３ページですが、消防団員の方に、もしものことがあっては困るわけですけれども、危険業務についていただきますので、そのもしものことが起こった際の補償というのは非常に重要であると思いますが、その全ての計算の基礎になる基礎額について、扶養親族をどういうふうに加味するのかということで、今回、３ページの方では、１号扶養家族、配偶者の分は、基礎額に加算する分を１００円下げる、第２号、子どもさんについては５０円ふやすということなんですけれども、政令によって変更するんだという話だったんですが、そもそもなぜ、男性やったら奥さんの方は下げて子どもはふやすと、子どもをふやしていただくことについては結構なことやと思うんですけれども、なぜ配偶者の方は１００円も引き下げるのか、国の方はどういう説明をしてるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　谷田　操議員のご質問にお答えいたします。

補償額につきましての、特に加算額なんですけれども、そもそものこの政令の根拠が実は一般職の職員の給与に関する法律ですから、国家公務員のい

わゆる扶養額によって額が決まるというふうなことがございます。ですから、今回、地方公務員も同じですけれども、配偶者の扶養額が下がりましたので、それにリンクして、今回の加算額である消防団員の公務災害補償の基礎額も配偶者は下がると。そのかわり、子どもは今、上がってますので、子どもの部分については基礎額は上がるというふうなことですので、もともとの算出される根拠の一般職の職員の給与に関する法律が変わったことによりましてリンクをしておる、それが基礎額だということになります。

以上です。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　９番、谷田　操です。

反対の立場で討論します。

消防団員の皆さんの公務災害補償というのは、危険業務に民間人でありながら従事していただくということで、もしものときに備えて抜本的な充実が必要であるのは言うまでもありません。消防団員の方を支える家族の方についても、井手町でも、消防団員である夫を支えて頑張っているということで、その妻の方が表彰を受けておられるとか、そういうこともありまして、非常に家族の方もこぞって、子どもも含めてですが、消防団員の活動を支えていただいているわけです。そういう皆さんの扶養している部分について、公務災害に加算する、この災害補償に加算するということは当然のことでありまして、子どもについて増額をしていただくのは結構なことなんですけれども、配偶者の分を削るというのは、国の方で扶養手当を削っていくという方向がありますけれども、それは女性の働き方という面でいっても非常に問題のある施策であると考えております。いずれにしましても、抜本的な公務災害補償の充実こそ図るべきだと、配偶者の扶養の分の基礎額の算定を下げるということには反対の立場で反対いたします。

議長（丸山久志）　　ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで討論を終わります。

これから、議案第２９号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第２９号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手多数です。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第３０号、井手町立ゲートボール場設置、管理並びに使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第３０号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３０号、井手町立ゲートボール場設置、管理並びに使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第３０号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

日程第１５、議案第３１号、平成２９年度井手町一般会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第３１号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　７ページですけれども、まず、一般管理費でコミュニティ助成、開会時に町長の説明で４区に補助をするというお話でしたが、どことどこにどういうものを助成されるんですか。

それと、同じくその下、空き家再生支援２５０万円、これは何をどのように委託されるのか、どんな事業か。

それから、同じくその下、観光費、地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業というのは、どこの団体がどういうことをされるので、どの部分に対してこの助成金が出るのかお尋ねいたします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　　谷田　操議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティ助成でありますが、四つの区の内訳ということでありますが、今回、上井手区、高月区、石垣区、北区でございまして、それぞれに２５０万円の補助を行うものでございます。整備する備品につきましては、区のコミュニティーとして使われるワンタッチ式テントでありましたり、また、テレビ、ニュースポーツ用品等を申請いただいているところでございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　後藤地域創生推進室長。

理事（後藤崇文）　　まず、私の方からは空き家再生支援事業についてご説明いたします。

本事業は、空き家バンクに登録された物件で、利用希望者との契約が成立

し、今後一定年数程度継続して利用が見込まれる物件について、空き家の残存家財等の撤去支援を行うものでございます。委託ということなんですけれども、本町では、空き家バンクを運営するに当たりまして、空き家の仲介に協力する宅地建物取引業者に空き家バンク登録事業者として空き家の所有者と利用希望者とのマッチングを行っていただいているところでございます。本支援措置についても、この空き家バンクと一体的に運営する必要があることから、空き家バンク登録事業者に事務を委託するということを考えております。

続きまして、地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業についてご説明いたします。本事業は一般財団法人地域活性化センターの平成２９年度の助成事業でありまして、井手町勤労者協議会がお茶の京都による交流人口拡大プロジェクトとして事業申請を行い、採択を受けたところでございます。事業内容としましては、平成２９年度は京都府と府南部市町村が一体となって取り組むお茶の京都のターゲットイヤーでございまして、行政だけでなく、住民団体が中心となり、町の玄関口であるＪＲ山城多賀駅でお茶の苗木を使用した景観整備や、文化庁の日本遺産に認定されました森の茶園の整備等の町内のクリーンアップ活動を行うことで、町のおもてなし基盤の整備を行いまして、交流人口拡大に取り組むものでございます。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

９番（谷田　操）　　空き家バンクについてお尋ねします。今回は残存家財、非常に課題やと思うんですけど、それの処分の支援ということですけれども、個別に空き家バンクについて問い合わせしたときに、入る前に契約が整えば、整う前なんですか、若干の補修費が出るというような話を聞いたんですけれども、その予算はどこから出てるんでしょうか。空き家バンクの町のホームページにはそういうことはどこにも書かれていないんですけれども、それは国が直轄でやってるのか、どういう仕組みになってるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　後藤地域創生推進室長。

理事（後藤崇文）　　今お尋ねにありました補償費なんですけれども、平成２８年はまさにこの空き家の残存家財撤去事業として２５０万円とってやっ

てみましたけども、今年度の事業は今回補正予算で上げているこの事業を使ってやるということでございます。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３１号、平成２９年度井手町一般会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第３１号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

日程第１６、平成２８年度城南土地開発公社（第２回）補正事業計画に関する報告書、並びに平成２９年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（日程第１６を朗読説明）

議長（丸山久志）　　以上で日程第１６を終わります。

次に、日程第１７、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第１８、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成２９年６月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後　１時４８分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　丸　山　久　志

署名議員　　村　田　忠　文

署名議員　　木　村　武　壽